

1 背景

- ・ 国は、2050年カーボンニュートラルの実現及び2030年再エネ電源構成36～38%の野心的な目標を設定。
- ・ 令和4年4月に立ち上げた国の検討会において、廃止・廃棄について議論を開始。
- ・ FITの廃棄等費用積立制度（FIT終了前10年間から積立）が開始され、令和4年7月から最も早い事業の積立が開始。
- ・ 本県は、令和3年7月に条例を制定し、県民の安全で安心な生活の確保を図るため、施設の設置から、維持管理、廃止までを通じて、事業者に必要な対応を求め、地域と共生した太陽光発電事業を推進。
- ・ 条例においては、太陽光発電事業を廃止する30日前までに廃止届の提出を義務化。

2 論点

（1）FIT後の太陽光発電施設の活用

- ・ 売電の継続、自家消費等による発電継続（⇒再エネ電源の持続的拡大）
- ・ 地元への電力供給などによる地域貢献

（2）使用済みパネルの適正処理

- ・ リユース・リサイクルへの誘導
- ・ 使用済みパネルの発電性能等の客観的な評価・保証
- ・ パネルの含有化学物質等についての情報提供の仕組みづくり
- ・ 埋め立て処分とリサイクルの技術及び費用の比較検証